

1. 新型コロナウイルス感染症対策と今後の県政運営の在り方について
2. スポーツ振興に向けた環境整備について
3. 子供子育て政策の取組について
4. 仙台南部地区特別支援学校と障害者就労支援について

【 前段 】

9月3日、菅首相の次期総裁選への不出馬、退陣の意向が表明されました。

コロナ禍の厳しい政権運営ではありましたが、携帯電話料金の引下げ、不妊治療の健康保険への適用、デジタル庁の新設など確かな実績も残していただきました。

また、コロナ対策と並行して各地の豪雨対策にも対応し東京五輪の開催にも尽力されました。

僅か1年でこれだけの仕事をしたにもかかわらず、マスコミからはコロナ対応一辺倒にも見える批判を受け、仕事師として道半ばの思いが拝察される中、自ら退陣という苦渋の決断を下すに至りました。

東北出身である菅首相に期待を寄せていた私としては残念でなりません。しかし、厳しい見方をすればコロナ対策の中で国のリーダーとしての国民に対する説明が不足し、政治の社会的信頼の基盤を守ることができなかったことが、今般の決断の引き金になったのだらうと考えます。

何より直近のダメージとして大きかったのは、安全確保を最優先に国民生活と切り離れた形で開催されたオリンピックと国民向けのコロナ対策の在り方が世論の関心度の高さから殊さらに強く結びつけられ、オリンピック開催があたかも感染拡大の元凶とされたことにあります。

アスリートファーストによるオリンピック開催と国民向けのコロナ対策は、できる限り切り離して説明すべきであったと考えます。

本県においては無観客感染が原則となった中、復興五輪の理念を最後まで貫き通し、村井知事は大変強い批判を受けながらも有観客の実施を決断されました。

決断の理由の一つに、その他のイベントが県内で観客を入れているのにどうしてオリンピックだけが駄目なのかということを挙げられました。

これこそが政治の社会的信頼の基盤を守る判断です。

そのときの世論への対応、機敏と過敏の境界線、その判断は大変難しいところです。

しかし、公平な視点や科学的根拠もなく容易に変えることはその後の判断基準を更に揺るがせ、結果として政治の社会的信頼の基盤、社会的要請を行う場合の自らの立場を損なう結果になるだけです。

知事の決断に異論を唱えた意見は県内外に数多くありましたが、これこそが先を見据えたリーダーの決断であると、知事の御決断を改めて評価させていただきます。

さて、村井知事におかれましては 5 期目への出馬を力強く表明していただいたところがあります。

県政与党の立場としてその意思を歓迎し、引き続き支えていく思いを強く抱いたところがあります。

しかしながら、本議会の中でも多選批判や独断専行などが問われ、我が会派の各議員が持つ懸念の深さも改めて感じたところでもあります。

5 期目の負託を受けるその審判に臨まれる村井知事に、誠に僭越ながらこの場をお借りして一つ提言をさせていただきたいと思えます。

村井スタイルの真骨頂と言えるのが、強いリーダーシップで自らの考えを示し広く県民の議論を喚起しながら政策決定を行っていく手法にあると考えます。

県民に広く議論を喚起すれば様々な考え方が示され、意に沿わない意見にも向き合うこととなりますが、しかし、政策を進める際に適切なプロセスを伴わなければ県民に独断と受け止められ、政策のよしあしよりも手法自体に異議を唱える方が出てきます。

県民への議論喚起は根気と労力の要る作業を伴いますが、言わば民主主義のコストであり県政運営には必要不可欠なものです。

従来村井県政の議論においては、県民の関心の薄い政策にも光を当てつつ県民自らも将来の在り方を考えるよう喚起し、幅広く県政に参加する意識を引き出してまいりました。

しかし近年は、広く県民に議論を喚起した従来のよさが失われ、その弊害として反対ありきでしかない立場との議論や議論の進め方の批判のみが先鋭化され、本来目的であるはずの政策に関する深い議論に至ってない状況が見受けられることを強く危惧しているところでもあります。

対応する県庁職員も一部の強い勢力との対峙に莫大な時間とエネルギーを費やしております。

5 期目への挑戦はこれまでのよさを踏襲していただきつつ、より丁寧に、より多くの県民に議論の参加を促す村井スタイルの更なる深化、その確立の転換期にさせていただくことを強く願っております。

県民に議論を喚起する必要不可欠なカウンターパートは言うまでもなく宮城県議会にほかなりません。

是々非々の議論でこれからも県執行部と県議会が両輪となって、宮城県政をしっかりと推し進めてまいりたいと考えます。

これより行う質問は、引き続き村井県政こそが担うべき施策としてお伺いするものばかりです。

そのような思いもお酌み取りいただき、以降大綱四点についてお伺いしてまいります。

◆佐々木幸士委員

大綱1点目、新型コロナウイルス感染症対策と今後の県政運営の在り方について。

新型コロナウイルス感染が長引く現状においては、新規事業や既存の事業に対して、更なる感染症対策の拡充を図ることが重要であると考えます。

また、昨今ではどこに支援が必要なのかを明確化できる分野も増えつつあるように思われます。

このたび、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援分の追加交付が出され、その配分額としては宮城県分37億円、県内市町村分19億円であります。

県内事業者をはじめ、県民皆様からはスピード感を持った即効性のある直接支援策を図っていくことが求められております。

本県の令和3年度9月補正までのコロナ対策予算は2,148億6,100万円。

事業確定に伴う執行残額や現在執行している事業の予算執行率やその見込みなどを勘案した上での現段階における事業者支援分として使える概算の予算額をお聞かせください。

また、追加交付分37億円の使途の方向性についてもお聞かせください。

◎大森克之総務部長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、事業者支援分につきましては、4月に県分として約56.2億円の配分があり、これまでに約49.8億円を事業化しております。

8月には約37.3億円の追加配分があったことから、これを含め約43.7億円がまだ予算化されておらず、また既に予算化したもののうち、執行残となることが見込まれるものが約11億円あることから、現時点で今後約55億円が活用可能と考えております。

◆佐々木幸士委員

本県では度重なる「まん延防止措置」、「緊急事態措置」により、飲食店からは何度も休業要請や時短要請の命令を受けなければならないのかという不満の声が数多く聞かれます。

また関連事業者からは、飲食店には休業や時短要請に係る協力金が支給するのに対し、関連事業者に対する支援制度は全く不十分であり、まるで現状を分かっていないという不満の声が寄せられております。

こうした関連事業者の皆様の多くは、薄利多売の経営を営んでおり、売上の減少は即自社の死活問題に直結いたします。

しかしながら、現状の交付要件では支援金受給の対象とならない事業者が多く、長期にわたる措置要請のため、既に経営状態が逼迫していることから、早急かつ強力な支援を求める声をいただいております。

事業者支援分の宮城県の配分金額やこれまでの宮城県時短要請等関連事業者支援金の申請件数を見れば、売上げ金額の減少額の要件緩和や飲食店の休業・時短要請の協力金のように、売上げ減少額に応じた段階的な関連事業者支援金制度を創設することは可能ではな

いかと考えますが、御所見をお聞かせください。

◎大森克之総務部長

我が県におきましては、これまで繰り返し時短要請を行ってきたことやまん延防止等重点措置や緊急事態措置の下で酒類提供の停止を要請したことなどにより、酒類販売事業者をはじめとした関連事業者の経営環境は大変厳しいものがあると認識しております。

このため、更なる事業者支援分の活用を含め、早急に追加の支援策を検討してまいりたいと考えております。

◎千葉隆政経済商工観光部長

県では、今年4月及び5月のまん延防止等重点措置に伴い、国の月次支援金を補完する支援策として、定額支給の宮城県時短要請等関連事業者支援金を実施し、更に先月我が県に国の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、支給対象月に8月及び9月を加えるとともに、4月、5月分の申請期間を延長し、2回分の同時申請を可能としたところであります。

今後、できるだけ多くの事業者の方々に活用していただけるよう、市町村や商工会・商工会議所などの関係機関と連携し、更なる周知に努め活用を促してまいりたいと考えております。

更に、今回の緊急事態宣言において、より影響が大きいと思われる酒類販売事業者に対して、他県の事例も参考にしながら国の地方創生臨時交付金を活用した支援策の実施に向けて検討を行っているところです。

◆佐々木幸士委員

主たる感染原因が家庭内感染や職場感染となっている中、家族や社員が感染した場合の対応の在り方も現在問題になっております。

県内中小・小規模事業者の皆様からは、従業員やその家族が感染若しくは濃厚接触者になり会社やパート先に出勤できず、経営者にとっては事業継続と会社経営の危機に瀕している状況が生まれ、悲痛な声もいただいております。

従業員やその家族が感染若しくは濃厚接触者になった場合の中小・小規模事業者等への直接支援などを検討すべきであると思っておりますが、御所見をお聞かせください。

◎千葉隆政経済商工観光部長

従業員やその御家族が新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者となった場合、事業者は従業員に対する休業手当の支給や事業活動に支障が出ることによる売上げ減少などの影響を受けるものと認識しております。

このうち休業手当の支給については、国が雇用調整助成金などにより事業者を支援しております。また、売上げ減少の影響については国の月次支援金を補完する宮城県時短要請

等関連事業者支援金や、市町村が行う事業者支援等を支援する新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金を創設し対応しているところであります。

県といたしましては、更なる支援については国レベルでの対応が必要と考えており、県に対する予算措置と共に国の持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の更なる拡充等について、県単独及び全国知事会と連携し国に対して要望してまいります。

#### ◆佐々木幸士委員

感染者数が落ち着いた以降の議論として、事業者に対する間接支援としての需要喚起施策も重要であると考えます。本県では県内在住者を対象とした宿泊・観光需要創出事業や認証飲食店に限ったプレミアムつき食事券を発行する飲食店利用促進事業など、今後の施策展開が期待されております。

更なる需要喚起策の1つとして、7月1日、コロナ禍の長期化に伴い、利用者が大きく落ち込み大幅な売上げ減少を余儀なくされている宮城県理容業、美容業、クリーニング業の生活衛生同業組合と宮城県生活衛生営業指導センターの代表者四名で遠藤副知事の対応の下、村井知事へ緊急要望させていただきました。

その内容は、理・美容・クリーニング業のコロナ対策認証制度の創設とG o T o理・美容・クリーニングクーポン券の創設であります。

徳島県や高知市においても同様の全国的な先行事例がある中、本県でも追加交付され、先ほど述べた事業者支援分を活用し、理・美容・クリーニングクーポン券の創設を求めますが、御所見をお聞かせください。

#### ◎村井嘉浩知事

認証制度やクーポン券事業は県民に安全で安心な店舗の利用を促し、消費を喚起する上で有効な手段であると認識しております。

県ではガイドラインに定められた感染防止対策を実施する店舗にポスターを掲示していただき、県民の利用促進を図る取組を実施しているところであります。

また、多くの市町村においては、県の新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金を活用し、地域の実情とニーズに応じた給付金の支給や地元商店街を対象としたクーポン券の発行などにより、きめ細かな事業継続支援や需要喚起策が行われております。

こうした取組は、理・美容業及びクリーニング業等サービス業も対象としているところであり、今後も厳しい経営状況にある事業者の皆様幅広く支援が行き渡るよう、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

徳島県や高知市という話がありましたので、あちらのほうに確認しました。やはり当然事業者は喜んでおられるんですけども、そうなるのほかの人たち、いろいろな事業者がいますので、なぜ理・美容業だけなのか、クリーニングだけなのかと。それがまたかなり

不満として出ているということでもありますので、その辺の線引きが非常に難しいというのが今のところの見解でございます。

気持ちはよく分かるんですけども、難しいということでもあります。

#### ◆佐々木幸士委員

村井県政の重要課題の1つとなるのは、病院の統合の在り方になると考えております。

既に報道でも大きく扱われておりますことから、知事選挙の争点としても切り離せないものと考えます。

我が会派の守屋議員の代表質問にて、知事は五者協議を踏まえ、仙台赤十字病院と県立がんセンターを統合、東北労災病院と県立精神医療センターの合築と、新たな2つの枠組みを示されましたが、この答弁は私が考えていた以上のインパクトでありました。

その後の記者会見で知事は将来の県内人口減少を踏まえ、20年先を見据えた政策であると統合の意義をお話ししておりましたが、この議論は当初から唐突感が否めず、これまでの経緯や経過もほとんどの県民が分からないままであります。

仙台医師会など医療関係者からも不安や疑問の声が出ており、施設周辺の住民による現地存続を求める署名や要望活動にも発展しております。

仙台市長からも早速、新たな2つの枠組みに対する考えに遺憾との見解が示されました。

まずは県民皆様に対し、今回発信した新たな枠組みの考えは、結論ではなく人口減少社会を見据えた今後の地域医療の在り方の議論の始まりであることを御理解いただかなければなりません。

初めに、2つの枠組みにより仮に病院が移転となれば、仙台市としては現在市内にある2つの大きな病院を失う可能性を排除できず、不安を示すのは当然のことです。

そこで、仙台市における医療提供体制の現状と課題をどのように捉えているのか、そして今後必要となる仙台市との協議の在り方についてお聞かせください。

#### ◎村井嘉浩知事

仙台医療圏においては、医療資源が仙台市内に偏在・集中していることから、例えば救急搬送時間に見られるように、仙台市と仙台市以外の地域との間に格差があることが大きな課題であると認識しております。

仙台市に対しましては、方向性を公表した当日にこうした地域医療の課題や解決の方向性について説明をしたところであります。

また仙台医療圏の各市町村には、課題や方向性について改めて説明する場を設け、仙台市を含む各市町村の意見を伺いたいと考えております。

仙台市だけに聞いているのではなくて、仙台医療圏の各市町村の皆様にお集まりをいただいて、そして改めて説明し、そして皆様方の御意見を賜りたいと考えているということでございます。

◆佐々木幸士委員

県民皆様の不安と期待もさることながら、4病院に勤務されている皆様の不安は大きなものです。今後、各病院における現場の考えや意見の酌み取りも大変重要な課題であり、それらの意見を調整することは県の重要な役割であると考えます。今後の各病院との意見調整の在り方について、御所見をお聞かせください。

◎村井嘉浩知事

日本赤十字社及び労働者健康安全機構とは真摯に協議を進めることで合意しており、今後は診療内容を含む病院の規模や立地場所など、新病院の具体的な内容について基本合意を目指してまいります。

統合や移転に際しましては、各病院とも患者やかかりつけ医、更には職員に対して生じる影響を十分踏まえながら検討を進めるものと考えております。

◆佐々木幸士委員

知事はこれまでの議会答弁の中で、仮に移転・統合となれば頭になる病院が立地場所を決めるという発言をしておられます。

今後は新たな2つの枠組みの中で本県の政策医療が解決可能な立案を目指し、県民にとって最良となる新病院の機能・規模・立地などについて協議が進められていくと考えます。

今回の答弁において統合と合築という言葉の使い分けがなされていることを踏まえると、既に運営主体の在り方など構想として込められているものがあると考えますが、2つの枠組みにおける運営主体や診療科目、病床規模等についてお聞かせください。

◎村井嘉浩知事

今回の合意は政策医療の今後の方向性をまとめ、県が新たに提案した2つの枠組みについて協議を開始することとしたものであります。

したがって、具体的な運営主体、診療科目、病床規模などにつきましては、来年度中の基本合意を目指して、今後協議を進めてまいりたいと考えているということでございます。

◆佐々木幸士委員

大綱2点目、スポーツ振興に向けた環境整備について。

平成16年9月、東北楽天ゴールデンイーグルスは、宮城県をフランチャイズとする新球団として発足し、本拠地を県営宮城球場とすることが決まって以降同球団は令和2年度まで球場改修を行い、その総額は約171億円にも上ります。

その結果、現在では観客定員3万人、天然芝の映えるすばらしい球場に生まれ変わり、

また、野球観戦のみならず来場者が 1 日中楽しめるボールパークとしての娯楽施設なども完備された日本屈指の特色ある球場として親しまれております。

そしてこれらの改修、整備工事は全て楽天野球団の寄附採納物件として行われ、県の財産として寄附していただいている状況であります。

改めて、楽天野球団における宮城県の野球振興と地域活性化に対する多大なる御尽力に、野球関係者の一人として心より感謝申し上げます。

さて、公設である都道府県営野球場を日本プロ野球機構のプロ野球チーム 12 球団の 1 軍本拠地として貸し出している都道府県がどれくらいあるか調査してみたところ、該当しているのは宮城県のみであり、更に範囲を市営野球場にまで広げてみると、札幌市の札幌ドーム、千葉市のZOZOマリンスタジアム、横浜市の横浜スタジアム、広島市のMAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島が該当いたしました。

また、同時に高校野球をはじめ、アマチュア野球に対して先ほどの当該球場の試合日数及び試合数も調査してみましたが、MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島におけるアマチュア野球への開放については、平成 30 年が 73 日の 117 試合、令和元年が 75 日の 127 試合、令和 2 年が 33 日の 68 試合という結果でありました。

これに対し、本県の楽天命パーク宮城の開放状況は、平成 30 年が 35 日の 37 試合、令和元年が 39 日の 39 試合、令和 2 年が 6 日の 6 試合と非常に少なく、アマチュア野球界から県営宮城球場である楽天命パーク宮城の施設利用を広島県のように使用できないかというお声をいただいております。

宮城球場フランチャイズ基本協定書の中でも、第 7 条に、別に定める日数をアマチュアスポーツの利用に供するために確保しなければならないと定められておりますが、その日数と、県としてのアマチュア野球への開放についての御所見をお聞かせください。

また、アマチュア野球が施設利用をした場合の 1 日当たりの使用料と減免措置及び感染症対策に係る経費についてもお聞かせください。

#### ◎志賀真幸企画部長

宮城球場のアマチュアスポーツへの開放については、毎年楽天野球団、県高野連等のアマチュアスポーツ団体及び県などで構成する利用日程会議において協議を行い、利用日程等を決定することとされております。

近年はグラウンドの天然芝化に伴い養生日が設けられたことなどから、開放日数が少なくなっているものと認識しております。

アマチュアスポーツ団体が宮城球場を利用する場合は、県立都市公園条例に準じた利用料金及び減免措置が適用されており、利用料金は主体により異なりますが、例えば学生が入場料金を徴収せず朝から夕方まで利用した場合 1 万円程度となります。

感染症対策経費については、楽天野球団において施設の消毒に係る実費相当額を徴収しております。



県といたしましても、アマチュアスポーツの振興は重要であると認識しており、引き続き施設開放の充実が図られるよう関係者と協議してまいります。

◆佐々木幸士委員

プロ野球チームの本拠地がある都道府県の中にはチームの本拠地球場のほかに、プロ野球及びアマチュア野球の試合を実施できる球場として、県が 2 か所目を保有しているところがあります。

埼玉県の県営大宮公園野球場、広島県の広島県立びんご運動公園野球場しまなみ球場などがそうであります。

本県では先ほど述べたとおり、アマチュア野球は県営宮城球場をほとんど使用できない状況にあります。

本県でも埼玉県、広島県と同様にアマチュア野球を軸とした第 2 県営野球場の整備が必要であると考えます。

具体的には、宮城県土木部が管理をし、平成 29 年 3 月に再開園した岩沼海浜緑地公園の野球場を改修し、第 2 県営野球場として今後整備することを提案いたしますが、御所見をお聞かせください。

◎志賀真幸企画部長

岩沼海浜緑地公園の野球場は東日本大震災で壊滅的な被害を受けましたが、その後の復旧工事を経て平成 29 年 3 月に再開したところであり、現在は軟式野球の会場として多くの団体に利用されております。

県内には、硬式野球に対応した野球場も多数設置されておりますことから、それらのアマチュア野球での利用状況やニーズ等も踏まえ、施設整備の必要性について検討してまいります。

◆佐々木幸士委員

宮城県武道館は昭和 56 年 3 月に開設され、弓道場は平成 11 年に、合宿所は平成 4 年に併設されており、柔道、剣道、弓道、合気道、空手道、拳法、なぎなたなどの武道家のスポーツの拠点としてその役割を果たしております。

県武道館は福島県沖地震により被害を受け、今年度約 1 億 7,000 万円の予算にて災害復旧工事を終え、間もなく再オープンする予定になっているものの、柔道、剣道、空手道関係者の話によれば、現状 3 面の試合会場しか確保できず県大会や東北大会クラスの大会を開催するには、スペース的に不十分とのことであります。

また、バリアフリーの面においてもエレベーターなどが設置されておらず、エアコン等の空調設備もありません。

県有施設等の再編に関する基本方針の下、次々と整備計画が定まる中、検討対象に入っ

ている宮城県武道館についてはいまだ将来の方向性が示されておられません。

宮城県武道館についても、他の施設同様のスピード感をもって検討を進めていただきたいと考えますが、御所見をお聞かせください。

◎村井嘉浩知事

宮城県武道館は武道競技の拠点としての役割に加え、最近ではヨガや太極拳教室などレクリエーションスポーツの拠点にもなっておりますが、築40年が経過し、老朽化への対策が課題となっております。

県といたしましては利用者の利便性確保のため、当面必要な修繕を行いつつ武道館の今後の方向性について、他の県有体育施設整備の在り方と併せて検討を進めてまいりたいと考えております。

◆佐々木幸士委員

大綱3点目、子供子育て政策の取組について。

子供たちの置かれている実情を示す一例として全国の統計数値を見てみると、昨年の子供生徒の自殺者は統計開始以来過去最悪の499人、虐待相談対応数は約20万5,000件、いじめ重大事態は前年比を121件上回る723件、小中学校における不登校児童は過去最多の約18万1千人と、過去最悪となっている数字が並んでおります。

こうした状況への強い危機感に基づき、自由民主党では令和3年2月に子供の行政の在り方を考え、こども庁創設に向けた議論を行う場として、山田太郎、自見はなこ両参議院議員が事務局を務めるChildren Firstの子ども行政のあり方勉強会を発足させました。

私もその勉強会に北海道・東北ブロックの代表として参加させていただいております。

勉強会では本年5月に、こども庁創設に向けた第2次提言を取りまとめ、6月には党内にて、こどもまんなか改革の実現に向けた緊急決議を行いました。

その内容は子供・若者に向けた行政の強力な総合調整機能を有する行政組織として、担当大臣を据え置いたこども庁の創設を提言し、政府において実現のために直ちに検討を開始すべきとの結論となっております。

決議内容の中には、地方自治体の意見にも留意しつつとの文言もございます。

こども庁創設についての知事の御所見と全国一律に適用されるべき子供子育て政策の考えをお聞かせください。

◎村井嘉浩知事

少子化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大によって、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、政府は経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針において、困難を抱える子供への支援などが抜け落ちることのない体制を構築するため

新たな組織の創設を表明し、検討に着手したところであり、まさに時宜を得たものと認識しております。

私は、国においては地方が地域の実情に応じた子育て支援策を推進できるよう土台となる枠組みの構築や財政支援を行うべきと考えており、例えば困難を抱える子供に対する一貫した支援体制の構築や、子供医療費に係る助成制度の創設等による経済的負担の軽減などが全国一律に適用していくべき政策であろうと考えております。

#### ◆佐々木幸士委員

このたびのこども庁創設、その提言で解決すべき問題の根幹と言えるのは、国の子供政策を複数の関係省庁で所管している複雑化の解消にあると考えます。

保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は内閣府とそれぞれの所管が違うことで、これまで地方行政に数多くの混迷や悪影響を与えてきました。

また、内閣府が所管する児童手当の対象は中学卒業まで、厚生労働省が所管する児童扶養手当は高校卒業まで、文部科学省が所管する就学支援援助は小・中・高校生と対象も年齢も各制度で異なります。

こども庁創設は地方行政の効率化につながるものとして、その流れに地方としても応えていく動きも重要であると考えます。

まず関係部局との連携を図りながら、県内市町村との意見交換を行い、子供子育て政策における行政としての課題を洗い出し、こども庁創設に向け地方行政の立場から提言を行うなど、県民や市町村にとっても分かりやすい制度や仕組みに向けた議論を展開すべきであると考えますが、御所見をお聞かせください。

#### ◎村井嘉浩知事

子供・子育て支援施策は、国の所管が複数の省庁に分かれておりますが、県では各部局が市町村や関係団体からの意見等を伺い、連携して施策を推進するとともに、庁内に私を本部長とする宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部を設置し、部局の枠を越えた連携や施策の推進を図っているところであります。

こども庁の創設は全国共通の課題であることから、知事会を通じ単なる組織論にとどまることなく、子供が健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充など、大胆な資源の投入や地方財政措置の拡充、国と地方との定期的な協議の場の設置などを要望しております。

県としては、今後ともしっかりと市町村などからの声を伺いながら、地方にとって分かりやすい組織となるよう知事会を通じ提言や要望を行ってまいります。

#### ◆佐々木幸士委員

子供子育て政策の担い手、その現場は主に市町村にあります。

しかしながら支援する側の県としての対応の在り方は、市町村規模によってそれぞれ異

なります。

県内における未就学児の課題、その対応の在り方だけでも仙台圏域では待機児童解消や隠れ待機児童の把握などがあり、仙台圏外になれば少子化に伴う保育所や幼稚園施設の統合・再編など、全く施策展開が異なります。

子供子育て関連施策において、本県における人口規模や財政規模による県の役割と明確化が必要であると考えますが、御所見をお聞かせください。

#### ◎伊藤哲也保健福祉部長

県内では年間出生数が1桁から2桁の町村がある一方、仙台市は約8,000人規模であるなど状況が異なる中、市町村においてはそれぞれ地域のニーズに応じた子育て支援策を展開しているところです。

県ではこうした状況を踏まえ、仙台市以外の市町村を対象に、子育て相談や産前・産後支援などの取組に要する経費の半分以上を補助する少子化対策市町村交付金事業を実施しているほか、認定こども園設置促進のための設計や事務経費の補助も行っております。

また、保育所整備においては、国の基準額を超える費用が発生する場合に、仙台市を含む沿岸被災地や工業団地、その他地域の状況に応じた補助も実施しているところです。

今後とも市町村の状況や意見を踏まえながら、県としての役割を果たしてまいります。

#### ◆佐々木幸士委員

幼児教育の推進拠点として本年4月教育庁義務教育課内に幼児教育センターが設置されました。

平成30年9月の私の一般質問において幼児教育支援センターの設置を求め、幼児教育の推進体制整備の必要性を議論させていただきました一人としてうれしく、大いに期待しているところであります。

平成23年から宮城県における幼児教育の指針は学ぶ土台づくりであり、第3期学ぶ土台づくり推進計画も令和2年度で終了しております。

その課題を整理した幼児教育推進指針、みやぎの学ぶ土台づくりが令和3年3月からスタートしておりますが、重点項目や幼児教育センターの位置づけを含め、今後の施策展開をお聞かせください。

#### ◎伊東昭代教育長

今年3月に策定した幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくりでは、親子間の愛着形成の促進、基本的生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びの促進、そして幼児教育の充実のための環境づくりの4つの基本方向を重点項目とし取組を進めております。

また、今年4月に幼児教育センターを設置し、公立、私立、施設類型の区別なく、教職員の資質能力の向上や保幼小接続のための研修、幼児教育アドバイザー派遣による教育現

場への支援のほか、これらの基盤となる調査や研究などの取組を行っているところです。

今後も、幼児教育関係団体や市町村との連携を一層取りながら、幼児教育の質の向上を図るための施策を展開してまいります。

#### ◆佐々木幸士委員

令和元年11月、村井知事御自身も復興後の未来を担う人材育成に向けてと題し、内外情勢調査会にて、珍しく教育をテーマに挙げ、宮城県の教育の目指す姿と題し、幼児教育の充実についても講演をなされ、その重要性について力説されております。

現在本県の幼児教育センターは5人体制にてスタートし、センター長と副センター長は義務教育課長と総括課長補佐が兼任しております。

義務教育課の業務範囲は、いじめ・不登校・心のケア・義務教育に係る全般についてなどなど、幅広く本県の重要課題を所管し、休む暇なく新たな問題やその課題に対応しているところであると思います。

今後、みやぎの学ぶ土台づくりを施策展開していくためにも、まずは令和元年4月に配置されました幼児教育推進班の人員を増やしつつ、専任で担当する総括課長補佐を配置するなど幼児教育センターの体制強化を図るべきであると提案いたしますが、御所見をお聞かせください。

#### ◎伊東昭代教育長

県教育委員会では、幼児教育に関する機能の充実を図ることを目的に、平成31年4月に教育企画室内に幼児教育推進班を3人体制で新設し、今年4月からは幼児期の学びを小学校の学習につなぐため義務教育課に五人体制で幼児教育センターを設置したところです。

人員など必要な体制については、みやぎの学ぶ土台づくりの今後の施策展開を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

#### ◆佐々木幸士委員

令和2年度の宮城県私立幼稚園連合会がまとめた幼稚園白書における経営実態調査の中の意見・要望・運営上の悩みで一番多いのは私学助成園、新制度移行園、共に幼稚園教諭・保育士の新規採用と早期離職の課題であります。

ある園においては教育実習に全力に関わってきながらも、令和2年度、近県を含め40数校の教員養成校に求人票を出したが応募者はゼロであったという切実な声も記載されております。

幼児教育の質の確保のためには、人材の育成とその確保と定着が欠かせません。

ぜひ、幼児教育センターにおいて、幼稚園教諭免許、保育士資格を取得することができる大学・短大・専門学校などの県内17の教員養成校との連携を行い、人材育成と定着のための研究や幼稚園教諭や保育士の人材確保のための支援をしていただきたいと思います。

御所見をお聞かせください。

◎伊東昭代教育長

幼児教育の質を上げていくためには、幼稚園教諭や保育士の養成校における教育内容を踏まえて、幼児教育センターにおける研修等を充実させていくことが重要であると考えております。

今後、幼児教育センターとして養成校と情報交換をし、実態を把握するとともに、幼稚園や保育所、こども園の人材確保支援を担う関係部局や市町村とも連携しながら、幼児教育施設を支援してまいります。

◆佐々木幸士委員

大綱 4 点目、仙台南部地区特別支援学校と障害者就労支援について。

令和 6 年 4 月開校予定の仙台南部地区特別支援学校は、東北屈指の職業訓練、知的支援学校として学習内容を充実させ、生徒 1 人 1 人が社会的・職業的に自立が図れる特別支援学校とするためにも、今後は開校に向けて地域の皆様や各事業者の皆様にも参画していただき、「秋保」地元の学校なんだという機運を高めてまいりたいと考えます。

更には秋保地区の活性化と県民、特に秋保地区の皆様の機運の醸成を図るためにも、県政だよりの秋保特集号を組むなどの広報活動や SNS における交流も外せません。

そうした展開も視野に入れていただきたいと思います。

同校高等部産業技術科には、ホテルビジネス、食品製造、流通・サービス、介護福祉の 4 コースがあり、各コースにおいては、地の利を十分に生かした秋保地区の事業者の皆様との連携は欠かせません。

今後の秋保地区住民皆様への学校説明の在り方と、各コースにおける秋保地区事業者の皆様との連携の在り方についてお聞かせください。

◎伊東昭代教育長

仙台南部地区特別支援学校は知的障害のある児童生徒を対象とし、小学部、中学部、高等部普通科に加え、高等部産業技術科を設置することとしております。

高等部産業技術科では企業における現場実習と学校の中での学習を組み合わせたデュアルシステムを導入し、卒業後の生徒の職業的自立を目指した専門教科の指導を中心とした教育を行うこととしております。

現場実習では秋保地区の特徴を生かし、宿泊、飲食サービス業に関わる客室清掃やベッドメイキング、厨房業務、接客業務などを想定しており、地区の御協力は不可欠と考えていることから、これまでも機会を捉えて秋保温泉旅館組合や町内会会長に現場実習の受入れ等についてお願いをしてきたところです。

仙台南部地区特別支援学校が秋保地区の学校として地域の皆様から応援していただける

よう、今後も説明会を実施するなどして機運を醸成してまいります。

◆佐々木幸士委員

現在、秋保地区の地域おこしの一環として、秋保石のブランド化に取り組んでいる皆様がおられます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の学校には秋保地元の学校なんだという思いが大切であると考えます。

今後学校建設工事が始まっていく中においてその思いを建物にも込めていただきたく、建築資材として秋保石の活用を提案したいと考えます。

秋保石は大正末期から昭和初期にかけて軽量でありながら耐久性や耐火性、防水性にも優れた建築材として盛んに使用されておりました。

秋保から採掘された建築資材を使用することにより、より一層地域の皆様に愛され親しまれる学校として、また、秋保石のブランド化のための広告塔として、学校施設における内装、敷地内における外構を含めて、秋保石の活用を提案させていただきますが、御所見をお聞かせください。

◎伊東昭代教育長

新たに建設する校舎には実習用の施設として一般の方々に御利用いただけるカフェの設置を予定しております。

この実習施設等に秋保石を活用することにより、生徒が地域産業の魅力や特色を感じながら観光等で秋保地区にお越しいただいた方々への接客を学ぶことができ、教育的効果がより高まるものと考えており、その活用を検討してまいります。

◆佐々木幸士委員

平成 27 年 12 月、秋保湯元地区連合町内会をはじめ、温泉組合、商工会、交通安全協会、父母教師会、老人クラブの皆様と共に、私も紹介議員として県拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の跡地利用と県道秋保温泉線の拡幅整備を要望させていただきました。

そのような経緯を経まして、跡地利用は仙台南部地区特別支援学校の建設に至りましたが、県道秋保温泉線の課題は現在も残ったままであります。

令和 6 年の開校とともに、小学部、中学部のスクールバスや保護者の送迎の車が朝夕往来することから、県道秋保温泉線における交通安全対策のための調査・点検を学校建設と並行して、喫緊の課題としていただきたいと思います。

今後、バスコースの設定や周辺道路の交通安全対策において、地元自治会や旅館ホテル組合をはじめ、仙台市との協議を進め、学校周辺における県道秋保温泉線の拡幅整備を進める必要があると考えますが、御所見をお聞かせください。

◎伊東昭代教育長

仙台南部地区特別支援学校では朝夕の時間帯にスクールバスのほか、一部の保護者や放課後等デイサービス事業者の送迎車両が県道を通行することとなりますが、車両は敷地内に駐車し教職員が出入口や周辺の誘導に当たるなど、一般車両の妨げにならないよう配慮することとしております。

県道秋保温泉線は、仙台市管理の県道と承知しており、仙台市からは沿道の土地利用状況等から早期の拡幅整備は困難であると伺っております。

県教育委員会としては学校敷地内の遊歩道を一般の方も通行できるよう検討しており、今後も学校周辺の交通安全対策が十分に図られるよう、開校に向けて準備を進めてまいります。

◆佐々木幸士委員

仙台南部地区特別支援学校において、学校規模やその概要、今後のスケジュールなどについてはその方向性を示されておりますが、校名選定についてはこれからであると考えます。

ぜひ学校名に、県内外においてブランド力がある秋保という地域の名前を入れるべきであると考えますが、今後の校名選定のスケジュールを含め、御所見をお聞かせください。

◎伊東昭代教育長

これまでの県立特別支援学校の校名選定に当たっては、所在地を明確に特定できること、地域住民の賛同が得られやすいこと、知的障害のある生徒が覚えやすいことなどを考慮し、決定してまいりました。

今回新設する県立特別支援学校の名称については、県立学校校名選定委員会において、来年夏を目途に選定方法も含めて検討していく予定であり、児童生徒が親しみや誇りを持つような校名になるよう検討してまいります。

◆佐々木幸士委員

令和4年度から県制150周年記念事業の本格実施も予定されており、その記念事業の展開における障害者就労支援への波及に向け、これまで議会内外で活動させていただいております。

具体的には、NPO法人みやぎセルフ協働受注センターの皆様との会派研修会を行い、その後、記念事業における普及啓発のための記念品や印刷、発送作業、弁当などなど、共同窓口を通じた就労支援事業者の活用について、NPO法人みやぎセルフ協働受注センターの皆様と我が会派の佐々木賢司政務調査会長と共に担当部局との意見交換をさせていただいております。

県制百五十周年事業における障害者就労支援事業者の活用について、御所見をお聞かせ



ください。

御清聴ありがとうございました。

◎村井嘉浩知事

我が県では、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設で就労する障害者等の自立及び社会参加の促進と受注機会の増大を図るため、年度ごとに調達方針を定め全庁的に調達を推進しているところであります。

また、今年 6 月の庁議において、私からもこの方針に基づきしっかりと取り組むよう各部署に指示をいたしました。

県制 150 周年記念事業の推進に当たってはプロモーションの一環として、記念事業ロゴマークを使用したグッズなどの作成を予定しており、この方針に基づき障害者就労施設等からの調達に努めてまいりたいと考えております。

【 再質問 】

◆佐々木幸士委員

4 病院について再質問させていただきます。

先ほど仙台圏域での説明会、仙台市を含めて行うとの答弁がありました。

自治体名とその時期もお聞かせください。

◎伊藤哲也保健福祉部長

仙台医療圏の市町村を考えております。

今回の県の示した方向性が県全体を視野に入れておりますけれども、主に仙台医療圏の課題解決ということでもありますので、仙台医療圏を構成する市町村を考えております。

時期等については未定でございます。

市町村名を申し上げます。仙台市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、それから町村でありますけれども、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、以上です。

◆佐々木幸士委員

ありがとうございます。まずは一度しっかりと説明会を開催した方がよろしいかと思っておりますので、時期未定ということですが、選挙前にしたほうが良いと思います。

よろしく申し上げます。

この 2 つの枠組みでそれぞれが先程申し上げた運営主体をどうするんだ、病床規模をどうするんだ、診療科目をどうするんだという協議をされていくと思います。

そこに仙台市を入れる考えは県としてありますか、お聞かせください。

◎村井嘉浩知事

それは難しいと考えております。

先ほど言ったように、仙台医療圏全体の問題であるということと、宮城県立の病院だけではなくてその他の病院と統合あるいは合築ということでもありますので、相手の関係する病院の御意向というものをしっかり聞いていかなければならないと思います。

今のところ、ここまでの段階ですけれども、それぞれの 2 つの団体で話をしてくれるということでございまして、そこに他の自治体等を入れることは希望しないということでございます。

その意向に沿って、ここまで 3 病院で話し合ってきたということでございます。恐らく、その枠組みが引き続き続くのではないかなと考えております。

◆佐々木幸士委員

頭になった病院、つまり運営主体が立地場所を決めるという発言を知事は先ほどもずっとなされております。

その前に 1 つ、確認だけしておきたかったのが、いわゆるがんセンターと仙台赤十字病院は統合ということですが、知事は日本赤十字社の宮城県支部長を務められております。

そこにおける日本赤十字社への関与、また、仙台赤十字病院への関与、その権限などについてお聞かせください。

◎村井嘉浩知事

私は日本赤十字社の宮城県支部長でもありますけれども、これはほとんどお飾りでございます。病院を移すとか病院運営をどうするとか、そういったようなことに何らかの形での意思決定や権限は全くございません。

何か式典があるときに宮城県支部長として出席をし、何らかの形の賞状、感謝状を出すというのが私の仕事ということになっております。運営については全く何も分かりません。

◆佐々木幸士委員

本当に正直な分かりやすい答弁ありがとうございます。

次は県立病院機構と宮城県の関与、つまりがんセンターは県立病院なので、そこへの関与・権限について確認させてください。

◎村井嘉浩知事

県立病院につきましては私は設置者ということになります。

◆佐々木幸士委員

つまり、今後運営主体はどっちがやるんだ、両方でやるんだ、たくさんの選択肢があると思います。

過去の美術館と県民会館のときも複数案を提示して、複合・統合案であったり、現地存続の増築であったり、3案示したんですよ。

やはりああいうような示し方と、そこにおける立地におけるメリット・デメリットであったり、ライフサイクルコストであったり、そういった部分を分かりやすく説明した上で、その方向性を複数案を示した後に、県としての方針を決めるべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

#### ◎村井嘉浩知事

当然、協議する間には、お互いいろいろな案を持っていますので、複数案を闘わせるといことになるわけでありませぬけれども、これにつきましても、今までのようにこの間の県民会館と美術館はあくまでも県立の施設でありますから、私の考えを全てつまびらかにお示しをして、こういう協議をしています、ここができました、こうなりました、そこにいろいろな御意見を聴くことができたんですが、今回の病院については県立だけで、我々だけで意思決定できるものでありませんので、これにつきましては、やはり関係する仙台赤十字病院側と東北労災病院側とよく話をしながら進めていくということになってきますので、どの段階でどういうことを出していけば、どういう選択肢があるのかということを含めて、先方がそれは開示して県民に示しながら進めていきたいと思いますということであれば私どもはそれに同意をいたしますけれども、まだそういうことを出すとかえって混乱するというのであれば、これについてはなかなかお示しできないということは御理解いただきたいと思います。

JCHO仙台病院であったり徳洲会病院、最近移りました。これにつきましても、直前になるまで宮城県知事であっても、向こうが発表するまでは私にも一切情報は入ってまいりませんでしたので、そういったことからすると病院の移転といったようなこと、あるいは現地存続も含めて、これはかなり慎重にやらざるを得ない問題であるということだと思っております。

#### ◆佐々木幸士委員

知事から慎重にという言葉聞いて少し安心しました。

4病院の施策実施については、超高速展開では駄目ですからね。

県方針としてこの1つの案ですよという出し方をするといろいろな混乱が起きます。

やはり複数案を出した上でこれがベストなんだという在り方にするためにも、まずは県民に対する経過の説明責任が非常に大事だと思っているんです。

そこにおいて、ずっと思っているのは知事の中においては政策医療という立場を考えれば、救急医療や周産期医療、精神医療を例に出して、仙台医療圏北部、仙台医療圏南部が

候補地にふさわしいのではないかという答弁もこれまでも続いているんですけども、病院立地場所の議論が先行することは好ましくないと思っています。

県民にとって何がベストなのか。そしてまた、先ほど言った新病院の建設ラッシュも進んでいる中で、そもそも東北労災病院と仙台赤十字病院が存続可能なのかなど、この辺も含めて県民に広く経過の説明責任を果たすべきだと思います。

県民説明会の在り方を含めて、最後お聞かせください。

◎村井嘉浩知事

それぞれの病院が存続できるかどうかということは、私は実情が分かりませんから、言及することはできませんし、分かる範囲内でも答えることが病院にとって、今許されることでなければ、病院側が許してくれなければ、できないということは、御理解をいただきたいと思います。

私が考えているイメージというのは当然あるわけでありまして、当然複数案いろいろあります。

それも、今のところ漠としたもので、医療圏の北部か医療圏の南部か、そして具体的な診療科までは言いませんけれども、南については救急であったり、周産期であったり、災害医療であったり、感染症、新興感染症、また、北については、東北労災病院と一緒にあって、精神医療であったり、救急であったり、災害医療、こういったようなこと、という大きなことだけは今のところ言えますけれども、それ以外のことについては合意するまでは考えていること、我々が出した案をお示しするという事は難しいということも御理解いただきたいと思います。

向こうがどんどん出していいよということであれば、出させていただきますけれども、先方もそういうことをすると、働いている方も患者さんもいろいろ混乱することもありますので、ここはやはり丁寧に慎重にやっていくということ、これが優先するという事を御理解いただきたいと思います。

【 発言訂正 】

◎伊藤哲也保健福祉部長

先ほど私の答弁の中で、仙台医療圏の構成市町村を挙げましたけれども、塩竈市も構成市町村でありました。抜けておりました、大変失礼しました。訂正させていただきます。